

令和5年5月23日

新座市立第三中学校
保護者の皆様

新座市立第三中学校
校長 石田 和男

令和5年度における可動式コンピュータ（クロムブック）の保険について（納入方法の御案内）

令和5年4月28日付け新座市教育委員会教育長通知「令和5年度における可動式コンピュータ（クロムブック）の保険について（お知らせ）」にありましたように、令和5年度においては、可動式コンピュータ（クロムブック）の不具合発生時における修繕費用の一部を「保険料の半額負担」という形式で御家庭に御負担いただくこととしました。

物価高騰及び出費多用の折誠に恐縮ではございますが、下記のとおり保険料の負担に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 保険の内容

保険会社	日新火災海上保険株式会社
保険代理店	株式会社スクールキーパー
商品名	Mon o 保険（財産補償保険）
対象期間	2023年4月1日～2024年3月31日
保険上限額	修繕1回につき5万円
保険対象	新座市が児童生徒に貸与した可動式コンピュータ（クロムブック） ※ ACアダプタ、スタイラスペン等の消耗品は保険対象外
場所	学校内だけでなく登下校中や御家庭内など学校外における破損も保険対象とする（ただし日本国内限定）
保険料	1,150円／年
条件	落下や水こぼし等の人為的破損（いわゆる使用者の過失）に限る ※ 自然故障、ソフトウェアの不具合などは保険対象外
参考サイト	https://schoolkeeper.jp/giga_school.html 

2 児童生徒一人あたりの負担額

5 7 5 円／年 （年間保険料の半額）

※ 令和 5 年 5 月 1 日時点で新座市立小・中学校に在籍している児童生徒が対象となります。年度途中で市外に転出した場合、保険料の返金はありません。

3 納付方法

6 月分の給食費・教材費に 5 7 5 円加算して納付する。

4 納付期限

6 月 5 日（月）の引き落としで行う。

5 注意事項

- (1) いかなる場合においても、紛失及び故意による不具合や破損は保険の対象外となり、原状復帰又は修繕に要する全額を御家庭に御負担いただきます。
- (2) 保険に係る手続が発生する関係上、令和 4 年度と比較して端末修繕に係る日数をより要することが想定されます。
- (3) 端末の不具合に備えて各校に設置している予備端末は、最近の不具合発生数の増加により、恒常的に在庫が払底している状況です。従って、すぐに予備端末を準備できないことがあることを御了承ください。
- (4) 保険利用時に修繕費用が保険上限額（5 万円）を超えた場合、超過分は市が支出します。
- (5) 修繕や保険に係る手続をスムーズに行うため、御家庭におかれましても不具合発生の日時、場所、原因等の把握に努め、学校から依頼があった際には不具合発生状況について御回答くださるようお願いいたします。
- (6) 「何もしていないのに壊れた」や「いつの間にか壊れていた」等の報告により自然故障と判断される場合は、保険の対象外（原則として市負担による修繕）となります。
- (7) 今回の保険は、外的要因による損害が対象となります。いわゆる機械的な故障や消耗（バッテリーなど）は対象外となりますので、(1)の場合を除き、保険外の方法で市が対応します。
- (8) 付属品（AC アダプタ、スタイラスペン等）は保険の対象外です。故障、破損等が発生した場合は、御家庭の負担により同じものを御準備いただくこととなります。（最初から銅線が露出したものを配布されるなど、学校側に責任が認められる場合を除きます。）

6 個人賠償責任保険に加入済又は加入を検討されている方へ

一般的な個人賠償責任保険は、被保険者に生じる損害賠償責任を補償するものであり、今回の可動式コンピュータのような管理財物（被保険者が管理・使用する財物）については補償の対象外となる場合が多いです。これをカバーするには受託品賠償責任補償特約を別途付帯させるなどの対応が必要になります。御家庭で加入済又は加入を検討されている保険の内容について、今一度御確認ください。

また、市で一括管理する保険に加入した児童生徒の端末については、修繕に係る一連のルーチンの中で保険処理も行うため、故障端末の管理や保険申請事務手続きを市において行いますが、御家庭の保険を使用する児童生徒の端末については、市が製造元や保守事業者から聴取した見積に基づき、製造元への連絡と郵送、書類や写真の準備等保険申請の手続きを含め、御家庭において全ての修繕手続を行っていただき、原状復帰された端末を学校にお戻しいただくこととなります。加えて、修繕に係る費用も全額が保護者負担となるため、修繕費用が5万円を超過した場合にも、市で一括管理する保険のような市による超過分支出は行いませんので、予め御了承ください。

今回市で一括管理する保険は、まとめて加入することにより安価な保険料を実現しています。保護者に負担いただく保険料についても、年間保険料の半額と加入が容易な設定としています。故障した端末の履歴管理や保険申請事務手続、また、上限額超過分の費用負担についても市が実施しますので、受託品も保険対象とした個人賠償責任保険や受託物賠償保険に加入されている方におかれましても、今回の保険を御活用いただきますよう、御理解及び御協力をお願いいたします。

7 保険に加入せず、御自身での修繕を検討されている方へ

可動式コンピュータは市からの貸与品ですので、「学校から児童生徒に貸与された状態のまま学校に返却いただく」ことが基本となります。このため、修繕においては、インターネットで検索すると出てくる廉価な事業者等ではなく、端末の製造元による純正修理が必要です。従って、修繕の際には、市が製造元や保守事業者から聴取した見積に記載された金額を御家庭にお支払いいただくこととなりますので、御了承ください。

近年の半導体不足等に起因し、端末の修繕単価が高額になってきています。今回市で一括管理する保険への加入を検討くださいますようお願いいたします。